

拡張登録地「志賀高原」の概要について

1. 名称:

志賀高原生物圏保存地域 (志賀高原ユネスコエコパーク)

*1980(昭和 55)年にユネスコエコパークに登録されているものの、1995(平成 7)年にユネスコエコパークの機能として、「経済と社会の発展」が追加されたため、その機能を果たす移行地域の追加設定が求められていることから、今回、移行地域の設定を含めて拡張登録を行った。

2. 申請自治体:

やまのうちまち たかやまむら
山ノ内町、高山村 (長野県)

なかのじょうまち つまごいむら くさつまち
中之条町、嬬恋村、草津町 (群馬県)

3. 特徴等:

○特徴

- ・標高 800~2,300m の山地と、その間を流れる川の作用による扇状地と段丘からなる。標高 1,700m 以上の亜高山帯には常緑針葉樹林が分布し、亜高山性高層湿原が発達する等豊かな自然が広がる。上信越高原国立公園の志賀高原エリアおよび菅平エリアに位置する地域。
- ・湯田中渋温泉郷、信州高山温泉郷、志賀高原、北志賀高原等を擁し、温泉、トレッキング、スキー等に多くの観光客が訪れる国内有数の観光地。

○面積

総面積 30,300ha (12,700ha)

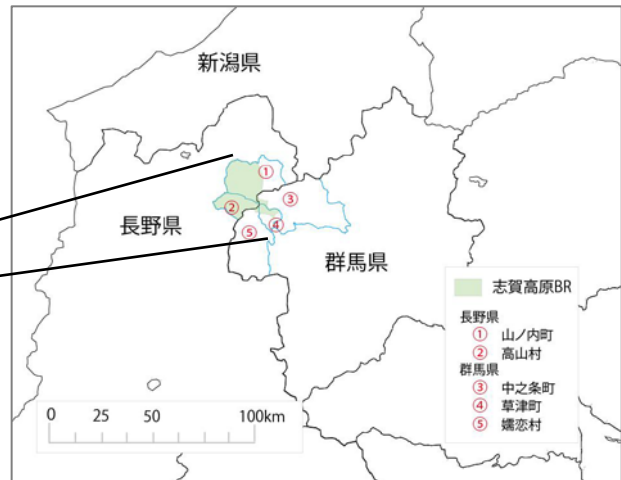
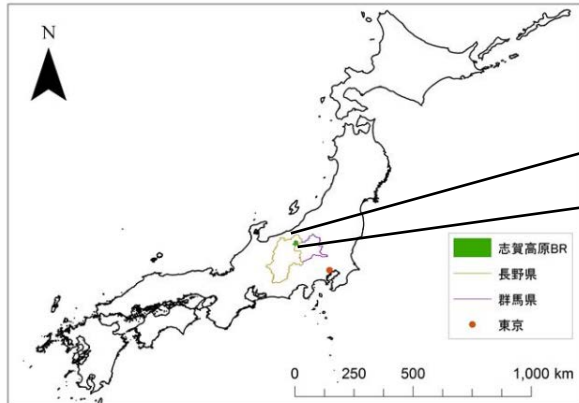
- ・核心地域 700ha (700ha)
- ・緩衝地域 17,600ha (12,000ha)
- ・移行地域 12,000ha (0ha)
- ・上記カッコ内は、拡張前の面積を示す。

※ 核心地域は、上信越高原国立公園の特別保護地区に、緩衝地域は全域が特別地域又は普通地域に指定されている。また、緩衝地域の国有林野は、林野庁による公益重視の管理経営が行われている。

※ 移行地域では、低山や扇状地、河岸段丘に、人工林や雑木林、農地、住宅地等が広がる。移行地域として拡張申請する長野県山ノ内町及び高山村は、いずれも景観法に基づく景観行政団体であり、日本の伝統的風景である里山や温泉街を残す景観を保全・活用する地域づくりに取り組んでいる。1982(昭和 57)年から推進している環境保全型農業は、日本において先進的な取組として知られる。

拡張登録地「志賀高原」の位置等

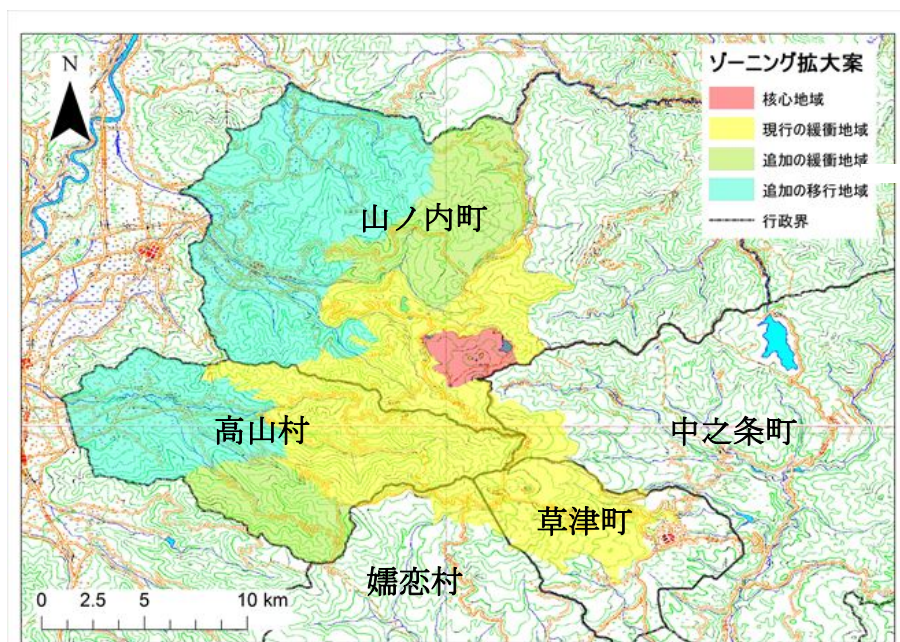
位置



範囲・ゾーニング



【現行】



【拡張後】